

# 市有不動産売払案内書

売払いの方法については、一般競争入札方式をとっておりますので、この案内書をよくお読みのうえ、それぞれ所定の手続を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

一般競争入札は、  
地方公共団体が不動産を売り払うときに行う方法で、参加者が購入しようとする金額を入札書に記入していただき、本市で設定した予定価格以上で、最高の金額で入札された方を落札者として、契約の締結を行います。

**姫路市管財課**

姫路市安田四丁目1番地

TEL (079)221-2226

# 入札参加申込書の受付

## 1 受付日時・場所

- ① 期間 令和6年2月7日(水)から同月9日(金)まで
- ② 時間 午前8時35分から午後5時20分まで。ただし、午後0時から午後1時までを除く。
- ③ 場所 姫路市安田四丁目1番地 市役所本庁舎4階 管財課

## 2 入札参加申込みに必要な書類

- ① 入札参加申込書
- ② 添付書類

個人の場合	1 住民票の写し(個人番号未記載) 2 印鑑証明書 3 身分証明書 4 姫路市税の納税証明書(※滞納無証明書) 5 暴力団排除に関する誓約書	各 1 通
法人の場合	1 法人の登記事項証明書(全部事項証明書) 2 印鑑証明書 3 姫路市の法人市民税・固定資産税・市県民税(特別徴収)の納税証明書(※滞納無証明書) 4 暴力団排除に関する誓約書	各 1 通
共同買受の場合	1 代表者選任届 2 申込者全員の上記書類	

### (注意事項)

- (1) 添付書類は、発行後1か月以内のものに限ります。
- (2) 「身分証明書」は、成年被後見人、被保佐人、破産者等でないことを証明するものであり、本籍地の市町村役場で交付請求してください。なお、外国籍の方については身分証明書が取得できませんので、東京法務局、その他各法務局及び地方法務局の戸籍課で発行される「登記されていないことの証明書」と管財課の用意する申述書を提出してください。
- (3) 上記の他、必要に応じ書類の提出を求めることがあります。
- (4) 提出書類は返却いたしません。

## 3 申込上の注意事項

- ① 現地説明会は行いませんので、申込人は、実地及び公法上の規制等を十分確認した上、申し込んでください。
- ② 申込人は、「市有土地売買契約書」の各条項をよく読んで、参加してください。
- ③ 申込人は、「入札参加申込書」に必要事項を正確に記入するとともに印鑑登録された印で押印し、所定の添付書類を添えて受付場所に持参し、入札参加の手続をしてください。
- ④ 入札参加申込書の提出のない場合、入札に参加することができません。
- ⑤ 落札者の決定後、入札参加申込書に記載している入札参加者と異なる名義での契約及び登記

はできません。

- ⑥ 郵送による入札参加申込みは受付できません。

## **入札**

### **1 入札物件及び日時**

- ① 入札物件及び日時 別紙 入札物件一覧のとおり
- ② 入札場所 姫路市役所本庁10階 第4会議室
- ③ 開札場所 姫路市役所本庁10階 第2会議室

### **2 入札保証金**

- ① 金額  
入札金額の100分の3以上
- ② 提出方法  
銀行が振り出し、又は支払保証した小切手で支払場所が姫路市内であるものに限ります。
- ③ 入札保証金の取扱い
- ・ 利息は、付けません。
  - ・ 落札者を除き、開札後に返還します。
  - ・ 落札者には、契約締結後に返還しますが、契約保証金に充当することもできます。
  - ・ 落札者の決定後、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は姫路市に帰属します。

### **3 代理人による入札**

- ① 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出してください。
- ② 委任状の本人の印は、印鑑登録された印を押印してください。

### **4 入札当日持参していただくもの**

- ① 入札書
- ② 入札保証金
- ③ 申込人の印鑑(印鑑登録の印。代理人による入札の場合は、委任状に押印された代理人の印)
- ④ 代理人による入札の場合は、委任状
- ⑤ 入札参加申込書の写し

### **5 契約の締結及び売買代金の支払**

- ① 落札者は、落札決定の日から20日以内に本市所定の契約書により契約を締結していただきます。
- ② 売買代金の支払は、次の2通りの方法があります。
- ・ 売買契約締結時に、全額を支払う方法

- ・ 売買契約締結時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付書により納付し、契約締結の日から40日以内に落札価格の全額を支払う方法

## 6 所有権移転等

- ① 売買代金が完納されたときに、所有権の移転があったものとし、現地での引渡しは行いません。
- ② 物件は、**現状有姿**で、工作物(フェンス、舗装など)や樹木などを含めた引渡しとなります。
- ③ 所有権の移転登記手続は、姫路市で行います(中間省略登記はできません。)

## 7 売買代金以外に必要な費用

- ① 売買契約書に貼付する収入印紙
- ② 所有権移転登記に係る登録免許税
- ③ 売買代金完納後の公租公課

## 8 その他

- ① 物件は、現状有姿で、工作物(フェンス、舗装など)や樹木など含めた引渡しとなり、民法第562条第1項本文及び第565条の定めにかかわらず、売買物件の種類、品質(土壌汚染、地中障害物等を含む。)又は数量に関して、市は落札者に対して一切の担保責任を負いません。ただし、落札者が消費者契約法に規定する消費者である場合は、物件を引き渡した日から2年間は、この限りではありません。
- ② 開発及び建築に当たっては、都市計画法、建築基準法及びその他関係法令等を遵守し、事前に開発関連部局と十分事前協議をしてください。
- ③ 供給処理施設の引込工事、費用等に関する詳細については、直接、各供給処理機関にお問い合わせください。
- ④ 全ての物件について、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。
- ⑤ 入札の結果(落札価格及び落札者の個人・法人の別)については、姫路市ホームページにおいて公表いたします。
- ⑥ 落札者は、売買物件の引渡し後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないよう留意してください。